

北上市告示甲第41号

北上市中小企業賃上げ支援補助金交付要綱を次のように定め、令和5年7月3日から施行する。

令和5年6月2日

北上市長 八重樫 浩 文

北上市中小企業賃上げ支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この告示は、市内事業者を支援し、賃上げと価格転嫁の好循環を実現するため、賃上げを実施する中小企業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、北上市補助金交付規則（平成3年北上市規則第57号）及び北上市補助金交付要綱（平成3年北上市告示第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（宿泊業にあつては、中小企業支援法施行令（昭和38年政令第334号）第1条に規定する旅館業に該当するもの）である会社又は個人をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。以下同じ。）の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第27条の4第17項第1号に規定する大規模法人をいう。以下同じ。）の所有に属している法人

イ 発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上が大規模法人の所有に属している法人

ウ 大規模法人の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占める法人

エ 発行済株式若しくは出資の総数若しくは総額の2分の1以上が同一のアからウまでのいずれかに該当する者の所有に属している法人、発行済株式若しくは出資の総数若しくは総額の3分の2以上がアからウまでのいずれかに該当する者の所有に属している法人又はアからウまでのいずれかに該当する者の役員若しくは職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占める法人

- (2) 給与等 所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいう。
 - (3) 賃上げ対象給与 給与等のうち、基本給及び毎月決まった額により支払われる手当（就業内容にかかわらず従業員の個人的事情により支給されることとされている通勤手当、扶養手当その他の手当を除く。）の合計額をいう。
 - (4) 従業員 会社及び個人が常時使用する者（会社の役員及び従業員を兼務する役員並びに個人事業主を除く。）をいう。
 - (5) 賃上げ 全従業員又は合理的に区分した一定の従業員に対し、定額又は定率により一律で賃上げ対象給与を増額することをいう。
- 2 この告示において、会社以外の法人及び組合は、前項第1号の規定における会社とみなす。
- 3 第1項第1号の規定に関わらず、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院は、中小企業とみなす。

（補助対象者）

第3 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内で事業を営む中小企業であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和5年4月から令和5年12月までの期間（以下「対象期間」という。）に、令和4年4月から令和4年12月までの期間（以下「比較期間」という。）に全従業員（所得税法第57条に規定する青色事業専従者を除く。）に支払った賃上げ対象給与に比して平均月額において次のいずれかに該当する賃上げを行うもの。
 - ア 定率により行う1.5パーセント以上の賃上げ
 - イ 定額により行う1.5パーセントに相当する額以上の賃上げ
- (2) 次のいずれかに該当する者
 - ア 会社にあつては直前のすでに終了した事業年度（以下「前期」という。）の営業利益率又は売上総利益率が前期の直前の事業年度の営業利益率又は売上総利益率に比して、個人にあつては令和4年分の営業利益率又は売上総利益率が令和3年分の営業利益率又は売上総利益率に比して、減少している者
 - イ 会社にあつては前期の営業利益率又は売上総利益率、個人にあつては令和4年分の営業利益率又は売上総利益率が、零未満である者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っていない者
- (4) 北上市暴力団排除条例（平成27年北上市条例第28号）第2条第1号に規定する暴力団又は役員が同条第2号に規定する暴力団員でない者
- (5) 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人でない者
- (6) 宗教上の組織又は団体でない者
- (7) 法令の規定により、サービス費その他の費用が国又は地方公共団体から報酬そ

の他により支弁される事業者であって、賃上げその他給与等の増額に要する経費が当該費用に算定されるもの

(8) 納期の到来した市税の滞納がない者

(補助金の額)

第4 補助金の額は、市内の事業所において、第3第1号に掲げる賃上げを実施した対象期間中の各月における全ての従業員の給与等の総額から比較期間の全ての従業員の給与等の総額を控除した額の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

2 補助金の上限額は、一の補助対象者につき195万円とする。

(計画承認申請書の提出)

第5 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和5年12月28日までに、北上市中小企業賃上げ支援補助金賃上げ実施計画承認申請書（様式第1号）に賃上げ誓約書（様式第2号）及び賃金台帳（労働基準法（昭和22年法律第49号）第108条に定める賃金台帳をいう。以下同じ。）その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請するものとする。

(計画の承認)

第6 市長は、第5の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは賃上げ実施計画を承認し、北上市中小企業賃上げ支援補助金賃上げ実施計画承認通知書（様式第3号。以下「実施計画承認通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第7 申請者は、対象期間中の給与等の総額が確定したときは、令和5年7月3日から令和6年1月31日までの間に、北上市中小企業賃上げ支援補助金交付申請書兼請求書（様式第4号）に賃金台帳その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。この場合において、第6の規定による承認を受けた申請者の補助金の交付申請額は、実施計画承認通知書において示された交付予定額以内の額とする。

(補助金の交付決定等)

第8 市長は、第7の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、北上市中小企業賃上げ支援補助金交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定通知書により申請者に通知したときは、当該交付決定した日に申請者から補助金の請求があったものとみなして、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第9 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) その他市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

(補則)

第10 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

年 月 日

北上市長 様

所在地：

法人名・屋号：

代表者名：

電話番号：

北上市中小企業賃上げ支援補助金賃上げ実施計画承認申請書

北上市中小企業賃上げ支援補助金の交付を受けるため、北上市中小企業賃上げ支援補助金交付要綱第5の規定により、関係書類を添えて、次のとおり賃上げ実施計画の承認を申請します。

記

1 賃上げの対象期間 令和 年 月から令和 年 月まで

2 交付申請計画額 円

(給与等の総額の上昇計画額)

| | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 合計 |
|-------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|
| A 対象月 | | | | | | | | | | |
| B 比較月 | | | | | | | | | | |
| C 差額 | | | | | | | | | | |
| A - B | | | | | | | | | | |

※ 市内の事業所における従業員の給与等の総額を記載する

※ 合計額に千円未満の端数があるときはこれを切り捨てる

3 誓約書

北上市中小企業賃上げ支援補助金交付要綱第3に規定する補助対象者に該当することを誓約します。

年 月 日

法人名・屋号：

代表者名：

【添付書類】

年 月 日

北上市長 様

所在地：

法人名・屋号：

代表者名：

電話番号：

賃上げ誓約書

北上市中小企業賃上げ支援補助金第5の規定に基づき、従業員の賃上げについて次のとおり誓約します。

記

1 賃上げの対象期間 令和 年 月から令和 年 月まで

2 賃上げを行う従業員の範囲及び人数

3 賃上げの対象となる給与の区分

4 賃上げの内容

(1) 定率により行う場合

| | |
|------|---------------|
| 賃上げ率 | %以上（一の従業員当たり） |
|------|---------------|

(2) 定額により行う場合

| | |
|------|---------------|
| 賃上げ額 | 円以上（一の従業員当たり） |
|------|---------------|

※ 比較月の労働者名簿及び賃金台帳を添付のこと

※ 従業員の賃上げ率又は賃上げ額が同一でない場合は、対象期間内に支払う賃上げ対象給与の総額を従業員数で除した場合の平均賃上げ率又は平均賃上げ額を記載すること

年 月 日

所在地：

法人名・屋号：

代表者名：

北上市長



北上市中小企業賃上げ支援補助金賃上げ実施計画承認通知書

年 月 日付けで承認申請のあった北上市中小企業賃上げ支援補助金賃上げ実施計画について、北上市中小企業賃上げ支援補助金交付要綱第6の規定により、次のとおり承認したので、通知します。

記

1 賃上げの対象期間 令和 年 月から令和 年 月まで

2 交付予定額 円

(給与等の支給総額の上昇計画額)

| | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 合計 |
|-------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|
| A 対象月 | | | | | | | | | | |
| B 比較月 | | | | | | | | | | |
| C 差額 | | | | | | | | | | |
| A - B | | | | | | | | | | |

北上市長 様

所在地：

法人名・屋号：

代表者名：

電話番号：

北上市中小企業賃上げ支援補助金交付申請書兼請求書

北上市中小企業賃上げ支援補助金の交付を受けたいので、北上市中小企業賃上げ支援補助金交付要綱第7の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

記

1 賃上げの対象期間 令和 年 月から令和 年 月まで

2 交付申請額兼請求額 円

(給与等の支給総額の上昇額)

| | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 合計 |
|-------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|
| A 対象月 | | | | | | | | | | |
| B 比較月 | | | | | | | | | | |
| C 差額 | | | | | | | | | | |
| A - B | | | | | | | | | | |

※ 市内の事業所における従業員の給与等の総額を記載する

3 補助金の振込先口座

4 誓約書

北上市中小企業賃上げ支援補助金交付要綱第3に規定する補助対象者に該当することを誓約します。

年 月 日

法人名・屋号：

代表者名：

【添付書類】

様式第5号（第8関係）

北上市指令 第 号

所 在 地：

法人名・屋号：

代 表 者 名：

北上市中小企業賃上げ支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった北上市中小企業賃上げ支援補助金について、北上市中小企業賃上げ支援補助金交付要綱第8の規定により、次のとおり決定したので、通知します。

年 月 日

北上市長



補助金交付決定額 金 円